

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	コートジボワール共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とコートジボワール共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	400,000千円 -----	H25.3.15 アビジヤ シデ (同日)	本側 胡摩窪淳志在コ ートジボワール臨時代理大 使 コートジボワール側 シヤ ルル・コフアイ・ダイビ外 務大臣	H25.4.4 110号
コートジボワール	食糧援助に関する日本国政府と コートジボワール共和国政府と の間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	630,000千円 H26.3.31まで	H25.12.19 アビジヤ シデ (同日)	日本側 井上進在コートジ ボワール大使 コートジボワール側 シヤ ルル・コフアイ・ダイビ外 務大臣	H26.1.21 20号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。